



ここだけは押さえておきたい



令和7年以降の 法改正対応ポイント



2025年7月18日(金) 14:00-15:30



労働保険・社会保険関係法令は毎年のように改正が行われているため、企業の実務担当者は常に最新情報を把握し、適切な対応をする必要があります。本セミナーでは、ドリームサポート社会保険労務士法人が監修を務め、2025年4月に発刊された『労働・社会保険法令の改正対応リスト 令和7年以降に対応が必要な22のポイント』（社会保険研究所）を使用し、ここだけは押さえておきたいというポイントを社労士がわかりやすくお伝えします。

従業員の労務管理等に携わる総務・人事担当者、経営者の皆さまは奮ってご参加下さい。
＜冊子をお持ちでない方もご参加いただけますが、冊子の内容に基づいて解説しますので、お持ちいただくとより理解が深まります＞

主な内容

◆令和7年以降の法改正のラインナップ

◆育児に関する改正

育児休業給付金の延長申請厳格化
育休等の公表義務対象企業の拡大
所定外労働の制限・子の看護休暇の対象拡大
育児期・介護期のテレワーク
柔軟な働き方を実現するための措置
労働者への個別の意向聴取・配慮

◆介護に関する改正

介護休暇の対象拡大
仕事と介護を両立する雇用環境整備
介護に関する個別周知・意向確認
40歳時点の介護に関する情報提供

※セミナー内容は変更となる場合があります。

日時：2025年7月18日(金) 14:00-15:30（入室開始13:45～）

場所：ウェビナー

費用 無料

対象：企業の人事労務担当者様、経営者様 ※一般の方もご参加いただけます

定員：450名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

申込方法：下記のURLまたはQRコードからお申込みください。

<https://select-type.com/e/?id=WN054CodQDw>

申込締切：2025年7月8日(火)



＜講師＞

ドリームサポート社会保険労務士法人
代表社員 / 特定社会保険労務士 安中 繁

ここだけは押さえておきたい 令和7年以降の法改正対応ポイント ＜お申込み方法と受講までの流れ＞

1. お申込み方法

下記のURLまたは表面のQRコードからお申込みください。

(SelectType [セレクトタイプ] の申込フォームへ移動します)

<https://select-type.com/e/?id=WNO54CodQDw>

お申込み完了後、ご入力いただいたメールアドレス宛に、「お申込み受付完了のお知らせ」をお送りいたします。お申込み当日中にメールが届かない場合は、お手数ですが下記お問合せ先までご連絡ください。

2. 受講までの流れ

当セミナーはZoom（ウェビナー）を利用して開催します。前日までにお申込みいただいたメールアドレス宛に、セミナー参加用URLを記載したメールをお送りいたします。

当日は、入室開始時刻以降に参加用URLよりご入室ください。

《ご注意》

- ・通信料は参加者様のご負担となります。
- ・事前に Zoom アプリのインストールをお願いいたします。
- ・当日は投影する資料をご覧ください。パソコンやタブレットでの参加を推奨いたします。
- ・ライブ配信のため、映像や音声がかかる場合がございます。予めご了承ください。
- ・セミナーの録画・録音・撮影、詳細内容のSNS への投稿は固くお断りいたします。

《アーカイブについて》

後日、アーカイブ動画の配信を予定しています。視聴URLは、セミナー申込者全員の方にメールでお送りいたします（7月末予定）。なお、アーカイブ動画は、お申込み下さった方限定配信となりますので、アーカイブ動画のみをご視聴希望の方もフォームよりお申込みください。

◆ドリームサポート社会保険労務士法人について

東京都国分寺市を拠点に、上場企業を含む約300社の労務管理顧問を務める実務家集団です。人事・労務分野の課題を解決する社内施策の設計・運用へのコンサルティング、労働社会保険諸法令に基づく手続き代行、各種研修の実施、就業規則の作成等、経験豊富な所属社労士による知恵の集合体でお客様を強力にサポートしています。

◆『労働・社会保険法令の改正対応リスト』ご購入 (社会保険研究所オンラインブックストアに移動します)



お問い合わせ

本セミナーや弊社サービス等へのお問い合わせは、フォームよりお願いします。

ドリームサポート社会保険労務士法人

<https://dream-support.or.jp/contact/>



法改正について、本冊子で
わかりやすく整理しています！



『令和7年度版
労働・社会保険法令の
改正対応リスト』

令和7年以降に対応が必要な
22のポイント』

発行 社会保険研究所（2025）
監修 ドリームサポート社会保険労務士法人